

## 大学院医学研究科の学生に係る個人情報の管理・保護に関する取り扱い

- 1 神戸大学大学院医学研究科の学生（以下「大学院生」という。）は「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」（以下「指針」という。）及び「神戸大学個人情報管理規則」等に準じて、個人情報の管理、保護に努めなければならない。
- 2 大学院生は、指針には次の制限が盛り込まれていることを熟知し、職員に準じた取り扱いを行わなくてはならない。
  - イ アクセス制限：アクセスする権限を有しない者は、保有個人情報にアクセスしてはならない。  
アクセスする権限を有する場合であっても、研究上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。
  - ロ 複製等の制限：研究上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、指導教授の指示に従い行わなくてはならない。
    - 1) 保有個人情報の複製
    - 2) 保有個人情報の送信
    - 3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
    - 4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 3 大学院生が神戸大学医学部附属病院において医療に係る個人情報を取り扱う場合は、「神戸大学医学部附属病院の保有する医療に係る個人情報の適切な管理のための措置等に関する内規」に準じて、個人情報の管理、保護に努めなければならない。
- 4 大学院生は、入学時にこの取り扱いを理解したうえで（別紙）誓約書を提出しなければならない。

備考 「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」については参考資料①をご確認ください。  
「神戸大学個人情報管理規則」については参考資料②をご確認ください。  
「神戸大学医学部附属病院の保有する医療に係る個人情報の適切な管理のための措置等に関する内規」は参考資料③をご確認ください。